

日本物理教育学会九州支部会優秀発表賞等の授与申し合わせ

1. 本賞は物理学教育の振興と日本物理教育学会九州支部の発展と活性化及び支部の若手育成のため設けるものである。
2. 支部研究会における研究口頭発表・ポスターあるいは論文発表等（以下、研究発表と略）に対して、優秀発表賞（学生）及び優秀発表賞（一般）を授与する。
3. 優秀発表賞（学生）は、当該年度支部研究会における学生（学部、大学院は問わない）による研究発表のうち、研究成果が顕著であり、今後の当該分野の研究の進展に期待される研究発表1件（但し件数については適宜判断し、2件を上限とする）について授与する。受賞者は当学会の会員であることが望ましいが、当面の間会員の資格は問わないこととする。
4. 優秀発表賞（一般）は、当該年度支部研究会における上記以外の発表者による研究発表のうち、研究課題が顕著に優れ、今後の当該分野の研究の進展に期待される若手会員・準会員（概ね49歳以下だが弾力的に適用する*¹）の研究発表1件について授与する。
5. 優秀発表賞（学生）及び優秀発表賞（一般）は、合わせて2人を限度とし、当該年度の支部研究会に参加した理事及び支部連絡委員の投票によって選定する。取りまとめは庶務理事が行う。但し4の対象者がいないときは3を2件とすることができる。また投票結果が同数の候補者が出た場合は若い方に授与し、会員を優先するものとする。
6. 優秀発表賞（学生）及び優秀発表賞（一般）は、当該年度支部研究会終了後又は情報交換会（懇親会等）にて支部長より授与する。
7. 優秀発表賞（学生）及び優秀発表賞（一般）には賞状を授与し、優秀発表賞（学生）には副賞として賞金を、優秀発表賞（一般）には楯を授与する。
8. 賞金の額については、支部研究会に先立つ理事会で決定する*²。
9. 当該年度において、優秀発表賞（学生）及び優秀発表賞（一般）に該当する研究発表が選定されなかった場合は、賞の授与を行わない。
10. この申し合わせの内容は、支部研究会に先立つ理事会で協議する。支部長は理事会全員の合意があれば、この申し合わせ事項を改訂することができる。
11. 本賞の管理は支部長が当たり、会計は会計理事が担当する。年度末に会計報告をするものとする。
12. この申し合わせの内容は、平成27年3月1日より施行し、3年後をめぐりに適宜改定を行う。

注

*¹ 55歳を超えないものとする。

*² 26年度は1万円とした。